		許可業種				許可のない業種	
]	見	統合される業種	移行する業種	届出になる業種	変更のない業種	許可が必要となる業種	相出が必要となる業種
(在の営業状況	飲 要 素 店 営 業 飲 食 店 営 業 食 用 油 脂 製 造 業 よ 業 食 用 油 脂 製 造 業 よ 業	乳酸菌飲料製造業 乳酸菌飲料製造業 食品の冷凍又は瓶詰食品製造業 自動販売機 製品製造業 製品製造業 製品製造業 製品製造業 製品製造業 製品製造業 業業	(冷蔵流通品、はちみつ、食産品の冷凍とは 瓶詰食品 製造業 (自動販売機) という (と	アイスクリート A	をする食品の製造、満物を主原料 とする食品の製造、満物を主原料 とする食品の製造、満物を主原料 とする食品の製造、満物を主原料	その他食品の販売業等
		7		,			1
	新許可(かそ・しょう 食 用油脂製造 葉子製造 業 機	マ乳処理業、乳製 品 の 類 版		変更なし	漬 液 水 食 物 卵 製 品 製 具 小	
	令和3年	業 業 塩 に 業 に が 統 会 が 会 会	村製水品製 製 製 品 品 品 品 販 製製造造 業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業業			造 造 造 大 た た た た た た た 、 た 、 た 、 た 、 、 、 、 、 、	
改正後	1	まりか、現任の許り期限まじ使 来どおり営業が可能です。	改正後に必要な新許可は、製造品目に応じて判断する必要が あります。 現在の許可期限まで従来どおり営業が可能です。		新許可では一部の業種で、取扱える食品の範囲が拡大されます。例) ・清涼飲料水製造業において、生乳を使用しない乳飲料の製造が可能になります。 ・豆腐製造業において、がんもどき、おからドーナツ等豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品の製造が可能になります。	改正前に事業を営んでいる方は 令和6年5月31日までに許可を取得する必要があります。 改正後に必要な許可及び許可の要否は、製造品目に応じて判断する必要があります。 許可を取得するためには基準に適合した施設設備が必要になります。	
	P			届出			届出
	届出			・営業の実態に応じて届出になるかを判断する 必要があるため、最寄りの保健所へ御相談くだ		· 届	出が必要です。※
				さい。 ・許可期限満了時に届出業種に移行する場合 は手続きは不要です。			

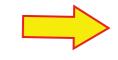
現在許可を取得されている施設の方へ ~手洗い設備の施設基準が変更になります!~

現行の施設基準: 取っ手に指が触れる構造

改正後の施設基準:

洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造









- ※ 以下の業種については、営業の届出は不要です。
- ① 食品又は添加物の輸入業
- ② 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業(冷凍・冷蔵倉庫業を除く) ③ 常温で長期間保存しても腐敗、変敗等食品衛生上の危害発生の恐れのない包装食品の販売
- ④ 合成樹脂以外の器具容器包装の製造業
- ⑤ 器具容器包装の輸入又は販売業

このほか、学校・病院等の営業以外の給食施設のうち、1回の提供20食数程度未満の施設や、 農家・漁家が行う採取の一部と見なせる行為(出荷前の調整等)についても、営業届出は不要です。